令和6年度指名停止業者一覧表指名停止対象業者及び状況説明書

| 番号 | · 指名停止理由 | 有資格業者名 | 措置期間 | 適用条項 | 決定日 | 備考 |
|----|----------|--------|-------------------------------------|-------------------|-----|---|
| 1 | | | 令和6年5月16日から 令和6年6月15日まで (1か月) | 第2条第1項 別表第2第9号 | | 左記業者を代表構成員とする共同企業体が施工中の「中央新幹線南アルプストンネル新設(山梨工区)」において、令和5年4月18日、下請人の作業員が休業4日以上の傷害を負ったことに対し、遅滞なく労働者死傷病報告書を管轄の鰍沢労働基準監督署長へ提出しなければならないところ、令和5年7月4日に至るまで同報告書を提出しなかったとして、同社の使用人が労働安全衛生法違反により起訴され、令和6年3月26日付けで鰍沢簡易裁判所から罰金刑の略式命令を受けた。 |